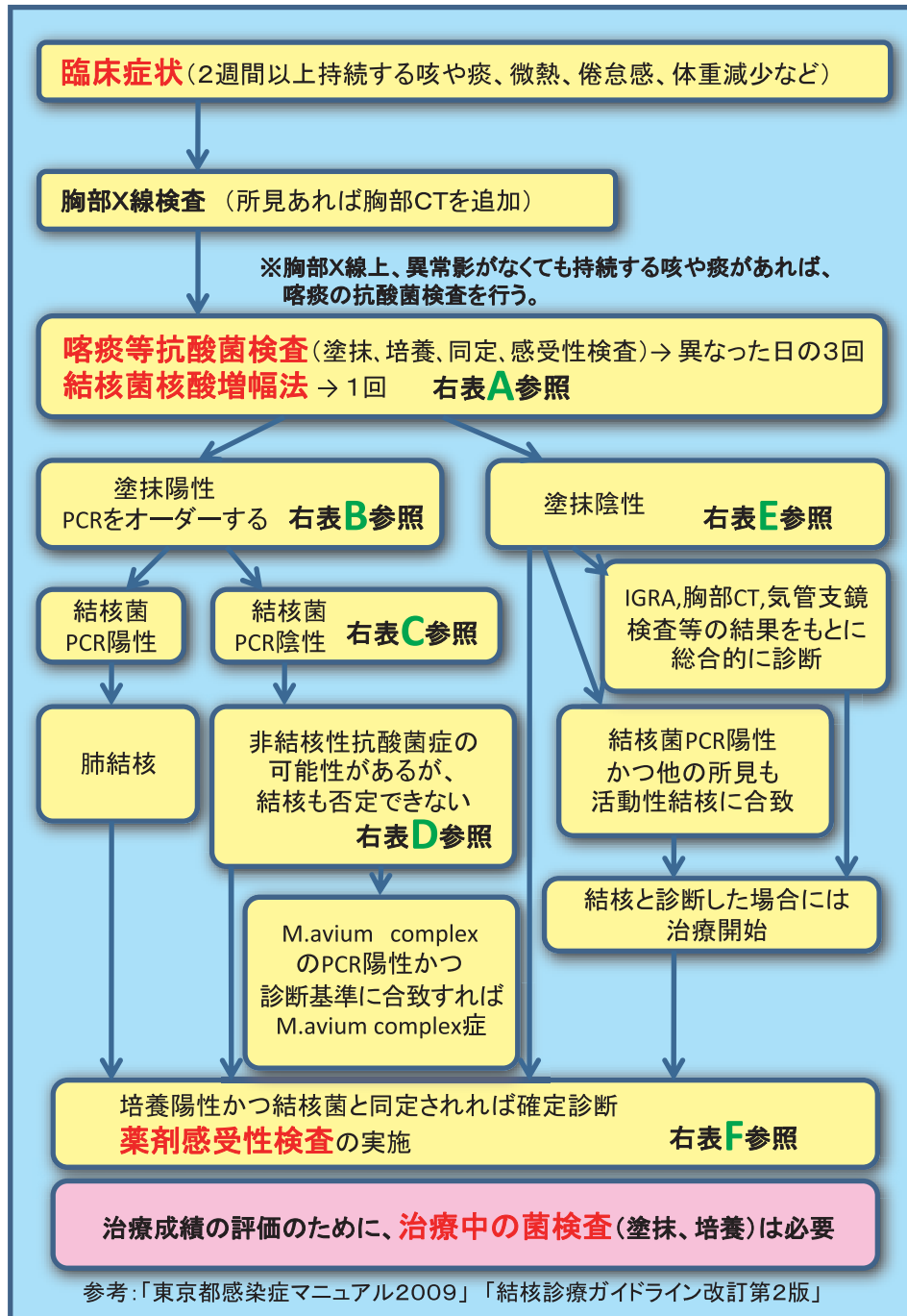


結核診断フロー図



参考:「東京都感染症マニュアル2009」「結核診療ガイドライン改訂第2版」

<抗酸菌検査のオーダーの仕方>

検査	検査オーダーおよび注意点
A. 各種検査材料 (検体採取の当日)	1. 「塗抹検査」、「培養検査」の2項目をオーダーする。 ただし、糞便は培養検査のみオーダーする。 2. 結核の疑いが濃厚な場合にはこれらに「結核菌核酸増幅検査」を追加する。 ・「抗酸菌同定検査」と「薬剤感受性検査」は患者検体を提出する時点ではオーダーしない。
B. Aの検査で塗抹検査が「陽性」になった場合	1. Aで「結核菌核酸増幅検査」をオーダーしていない場合はこの検査を追加オーダーする。オーダーしている場合はこの検査結果が次次第、連絡をくれるよう検査室に依頼する。
C. Bの検査で「結核菌核酸増幅検査」が陰性の場合	結核菌以外の抗酸菌である可能性があるため、「M.avium、M.intracellulare核酸同定精密検査」をオーダーする。
D. 「M.avium、M.intracellulare核酸同定精密検査」結果も陰性の場合	結核菌、M.avium、M.intracellulareのいずれでもない抗酸菌の可能性はある。培養結果を待つ。この時点では材料中の菌数が少ない場合は先の検査で検出できない場合もあるので、結核菌を否定することはできない。臨床所見から結核が疑われる場合はQFT検査をオーダーする。
E. Aの検査結果で培養検査のみ陽性になった場合	「結核菌核酸増幅検査」またはキャピリアTB検査(菌量に注意)をオーダーする。これらの検査が陰性の場合は「M.avium、M.intracellulare核酸同定精密検査」をオーダーする。「M.avium、M.intracellulare核酸同定精密検査」が陰性の場合には「抗酸菌群核酸同定精密検査」(DDH)をオーダーする。菌が発育したので薬剤感受性検査をオーダーする。
F. 薬剤感受性検査	結核菌またはM.kansasiiについては必要に応じ、薬剤感受性検査をオーダーする。

出典:「結核診療ガイドライン改訂第2版」

<結核医療の基準>

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による公費負担医療は、厚生労働省告示による「結核医療の基準」に従って行うこととされている。

◎治療歴のない肺結核については2通りの標準治療法が示されている。

○初回標準治療 PZAが使用できない場合に限り (B)を選択する

標準治療 (A)	RFP+INH 6月(180日間) 注1	注1 結核が重症の場合、2月を超えて排菌が続くとき、HIV陽性、免疫低下状態、免疫抑制剤使用時等の状態で3月(90日間)延長する
	PZA 2月間	
標準治療 (B)	EB又はSM 注2	注2 RFPとINH共に感受性であることが確認できたとき、または菌陰性であった場合には2月で中止する
	RFP+INH 9月(270日間) 注1	

◎潜在性結核感染症の治療

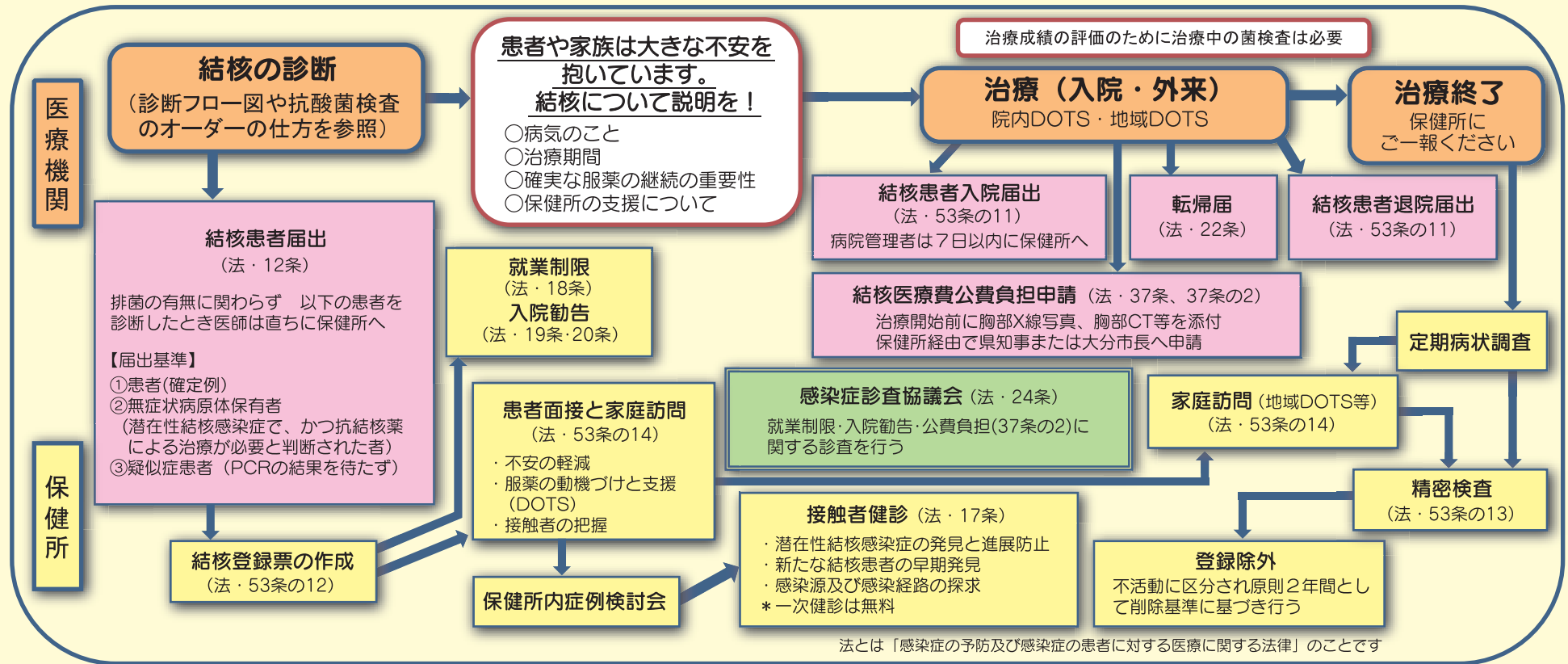
○1剤の投与で菌を抑えることができる。通常はINHを6～9月間使用する。感染源の菌がINH耐性の場合には、RFPを4～6月間使用する。INHの副作用が出現した場合にもRFPを使用できる。

出典:「結核医療の基準 平成21年改正」

医療機関向け結核対策シート

作成：大分県福祉保健部健康対策課・各保健所（部）
大分市保健所（H25年度作成）
監修：独立行政法人国立病院機構 西別府病院

◎結核患者が発生したら～結核対策全体図



◎下記に関する場合は停滞なく届出等をお願いします。

法	内容	届出先
第12条	結核患者届出票 届出基準 ①患者(確定例) ②無症状病原体保有者 ③疑似症患者	医師は直ちに保健所へ
第22条	転帰届出票 届出基準 第19条、第20条の入院に係る結核の病原体を保有しなくなった場合	病院管理者は保健所へ
第53条の11	結核患者入院・退院届出票	病院管理者は7日以内に保健所へ
第37条の2	一般結核患者に対する医療 患者は排菌なし 自己負担は5% (申請書類: 申請書・診断書・X線写真等)	届出受理した日から有効 住所地の保健所へ
第37条	入院勧告結核患者に対する医療 自己負担はほぼなし (申請書類: 申請書・診断書・X線写真等・住民票・納税証書が必要)	住所地の保健所へ
第38条	結核指定医療機関指定 申請・変更・辞退・再交付	直ちに保健所へ

◎結核医療拠点病院 * ホームページに「結核相談フォーム」あり

医療機関名	結核病床数	電話
独立行政法人国立病院機構 西別府病院	50	0977-24-1221

◎各保健所・保健部一覧

保健所・保健部名	電話	感染症診査協議会
東部保健所	0977-67-2511	○
東部保健所国東保健部	0978-72-1127	
中部保健所	0972-62-9171	○
中部保健所由布保健部	097-582-0660	
南部保健所	0972-22-0562	○
豊肥保健所	0974-22-0162	○
西部保健所	0973-23-3133	○
北部保健所	0979-22-2210	○
北部保健所豊後高田保健部	0978-22-3165	
大分市保健所	097-536-2851	○